

ボランティア表彰規程

(総則)

第1条 就業規則第29条第1項第4号に規定するボランティア活動をした者に対する表彰（以下「表彰」という。）については、この規程の定めるところによる。

(対象者)

第2条 対象者は、財団の職員で、ボランティア活動（以下「活動」という。）を通じ、公共の福祉の推進に資した者とする。

(表彰)

第3条 理事長は、職員が第2条に該当し、その功績顕著であると認めるときは、これを表彰する。

2 職員は、前項の表彰を受けることを拒むことができる。

(表彰の種類及び時期)

第4条 表彰の種類及び時期は、次のとおりとする。

(1) 表彰の種類

- ア. 理事長表彰 賞状及び賞金を授与
- イ. 事務局長表彰 賞状及び賞品を授与

(2) 表彰の時期

原則として毎年1回創立記念日に行う。

(選考基準)

第5条 選考は、活動の内容が社会的に意義を持つとともに、職員の模範として認められる者を対象とし、次の各号に掲げる事項その他の状況を総合的に勘案して行う。

(1) 活動の内容 目的、社会的貢献度等

(2) 活動歴 活動の継続性

(3) その他 外部における表彰実績、マスコミによる報道状況等

(選考方法)

第6条 表彰は、上司の推薦に基づき、別に定める選考委員会で選考し、理事長が決定する。

(細則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成7年5月30日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。